

●香川県告示第592号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定により提出された特定第2号漁業者の共済契約の締結の申込みについての同意成立の届出は、同法第108条第2項に規定する要件に適合するものと認める。

平成24年12月21日

香川県知事 浜 田 恵 造

1(1) 発起人の住所及び氏名又は名称並びに代表者の氏名

高松市女木町84番地 磯崎 克憲

高松市女木町1947番地 真田 清美

(2) 同意を得た加入区の名称及び漁業区分

2号女木島・下笠居区域

主として小型機船底びき網を使用して営む漁業であって、女木島漁業協同組合の地区で営む漁業

2(1) 発起人の住所及び氏名又は名称並びに代表者の氏名

高松市女木町1904番地 真田 稔

高松市女木町235番地 橋本 時雄

(2) 同意を得た加入区の名称及び漁業区分

2号女木島・下笠居区域

2号女木島・下笠居区域の1及び2に掲げる漁業（主として小型機船底びき網を使用して営む漁業であって女木島漁業協同組合の地区で営む漁業、いかなご込網漁業であって下笠居漁業協同組合の地区で営む漁業、大型いか込網漁業、小型いか込網漁業、まながつお込網漁業又は小型まながつお込網漁業）以外の10トン未満の漁船を使用して営む漁業であって、女木島漁業協同組合の地区で営む漁業